＜ 認定こども園（１号認定部分）の耐震化促進について ＞

新制度施行前（H21～H26）

保育所（市認可）

目的：待機児童の解消　施設の耐震化

国：2／3
市：1／12
法人：1／4

安心こども基金（保育所緊急整備事業）
【厚生労働省メニュー】

- 設置についての認可権を有することから、民間保育所に対し補助を実施している。
- 幼稚園については、認可権が府にあることから、市としては補助を実施していなかった。
- 民間保育所については、現時点ですべての施設の耐震化が完了している。

新制度施行後（H27～）

幼保連携型認定こども園（市認可）

2号・3号認定子ども	１号認定子ども
目的：待機児童の解消　施設の耐震化（保育部分）	施設の耐震化（教育部分）
国：2／3 市：1／12 法人：1／4	国：1／2 市：1／4or負担なし 法人：1／4or1／2
保育所等整備交付金【厚生労働省メニュー】	認定こども園施設整備交付金 【文部科学省メニュー】

- 幼保連携型認定こども園の認可権限は市が有する。（他の認定こども園の認定権についても現在
  協議中）
- 国の補助メニューが、保育部分と教育部分で分かれて制度構築されている。

耐震化促進に向けた取組

市として認可・認定を行う立場に鑑み、認定こども園（幼稚園から移行済）及び施設整備後に認定こども園に移行する幼稚園の「教育部分（１号認定）」に対しても整備補助を実施する。

○ 補助内容など

- 補助対象・・・①認定こども園に移行済の幼稚園
  ②認定こども園に移行予定（耐震化後に移行）幼稚園
- 補助内容・・・施設の耐震化に要する費用（工事、設計、工事監理等）の一部
- 補助要件・・・is値（構造耐震指標）が0.6未満の建物
  ※is値0.3以上0.6未満…倒壊、又は崩壊する危険性がある
  0.3未満…倒壊、又は崩壊する危険性が高い
- 財源など・・・認定こども園施設整備交付金（文部科学省メニュー）を活用